

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1826号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則第6-140号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員	3 項 職 員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 50,800	円 35,000
1 年 以 上 2 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	35,000
2 年 以 上 3 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	35,000
3 年 以 上 4 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	35,000
4 年 以 上 5 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	35,000
5 年 以 上 6 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	31,000
6 年 以 上 7 年 未 満	414,800	368,800	308,600	49,000	27,000
7 年 以 上 8 年 未 満	414,800	368,800	308,600	47,200	23,000
8 年 以 上 9 年 未 満	414,800	368,800	308,600	45,400	19,000
9 年 以 上 10 年 未 満	414,800	368,800	308,600	43,600	15,000
10 年 以 上 11 年 未 満	414,800	368,800	308,600	41,800	12,500
11 年 以 上 12 年 未 満	414,800	368,800	308,600	40,000	10,000
12 年 以 上 13 年 未 満	414,800	368,800	308,600	38,200	7,500
13 年 以 上 14 年 未 満	414,800	368,800	308,600	36,400	5,000
14 年 以 上 15 年 未 満	414,800	368,800	308,600	35,000	2,500
15 年 以 上 16 年 未 満	414,800	368,800	308,600	33,600	
16 年 以 上 17 年 未 満	410,400	364,800	305,300	32,200	
17 年 以 上 18 年 未 満	406,000	360,800	302,000	30,800	
18 年 以 上 19 年 未 満	401,600	356,800	298,700	29,400	
19 年 以 上 20 年 未 満	397,200	352,800	295,400	28,000	
20 年 以 上 21 年 未 満	392,800	348,800	292,100	26,600	
21 年 以 上 22 年 未 満	373,400	331,900	278,300	26,000	
22 年 以 上 23 年 未 満	353,600	314,700	264,300	25,400	
23 年 以 上 24 年 未 満	334,300	298,000	250,800	24,400	
24 年 以 上 25 年 未 満	314,900	281,100	236,900	23,800	
25 年 以 上 26 年 未 満	295,400	264,200	223,200	23,200	
26 年 以 上 27 年 未 満	272,700	243,400	205,600	22,600	
27 年 以 上 28 年 未 満	250,500	223,000	188,500	22,000	
28 年 以 上 29 年 未 満	228,100	202,600	171,200	21,200	
29 年 以 上 30 年 未 満	205,300	181,800	153,600	20,900	
30 年 以 上 31 年 未 満	180,500	159,900	135,600	20,500	
31 年 以 上 32 年 未 満	155,600	138,000	117,300	19,900	
32 年 以 上 33 年 未 満	131,000	116,300	99,400	19,000	
33 年 以 上 34 年 未 満	92,900	84,400	73,400	18,100	
34 年 以 上 35 年 未 満	57,600	54,600	49,100	17,400	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。